

地方独立行政法人における「中期目標期間」終了後の対応

1 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの中期目標期間

- 第一期 平成 21 年度から平成 24 年度（4 年間）
- 第二期 平成 25 年度から平成 29 年度（5 年間）
- 第三期 平成 30 年度から平成 34 年度（5 年間）

2 地方独立行政法人制度における目標による管理と評価の仕組み

都は、目標⇒計画⇒評価⇒業務運営に反映という
PDCAにより法人を管理

- ① 中期目標期間終了までに、知事が法人の組織・業務全般にわたり検討
- ② 知事は、法人の次期中期目標について、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て策定
- ③ 法人は、中期目標に基づいて中期計画を作成し、知事は当該計画を認可
- ④ 知事は、中期目標期間における法人の業務実績を、評価委員会の意見を聴いたうえで評価を実施

※公立大学法人は、引き続き、評価委員会が評価を実施

今回の審議事項

3 中期目標期間終了時における評価委員会の審議事項

中期目標期間の評価

法人（健康長寿医療センター）

業務実績等報告書(H25～29年度)を提出
※第二期中期目標期間

都

法人の業務実績評価(案)を作成

評価委員会及び分科会

評価(案)に関する意見を取りまとめ

知事に意見を提出

知事

評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務実績を評価、評価結果を議会(三定)に報告及び公表